

議案第60号

鶴ヶ島市議会議員及び鶴ヶ島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会議員及び鶴ヶ島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例(平成8年条例第11号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月24日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、鶴ヶ島市議会議員及び鶴ヶ島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用について、公費負担の限度額を引き上げたいので、この案を提出するものである。